

自然環境整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	広島県	対象地域	西中国山地国定公園(自然再生事業)	面積	17.56	ha
-------	-----	------	-------------------	----	-------	----

計画期間	平成 18 年度 ~ 平成 21 年度
------	---------------------

目標

本事業の大目標は、昭和30年代前半頃の湿原生態系の再生であり、具体的には、次のような手法によることとする
過去に失われた湿原を科学的な知見に基づき再生する。
湿原の再生は、その環境条件の整備を通じ自然の回復力で行う。
現にある良好な自然は保全に努める。
八幡地域で失われつつある湿原を積極的に取り戻す。

目標設定の根拠

対象地域の現状

・計画地は広島県の北西部に位置し、1000m級の山に囲まれた盆地に在り、標高は800m程度である。また、瀬戸内海に流れ出る太田川の支流の柴木川の最上流部である。
・年平均気温は10 前後で降水量は2400～2600mmと中国地方で最も降水量の多いところである。また、冬季は寒さも厳しく、県内で最も積雪の多い地域であり、積雪深が2mに達するところもある。
・対象区域には、ヌマガヤ・マアザミ等の湿原性植物が見られるが、年々森林化が進んでいる。

課題

・八幡湿原の一部は、戦後牧場地にされ、その後放棄された。当該地には、コンクリート三面張水路及び排水路等が整備されているため、乾燥化がすすみ、湿原環境が失われつつある。

将来像(ビジョン)

・当計画を実施することにより、日本の湿地分布のほぼ南限にあたる希少価値の高い湿原の復元及び生態系の再生が見込まれる。

上位計画等との整合

・平成18年度に対象区域を集団施設地区から自然再生施設に変更する公園計画の変更及び公園事業の決定を行った。
・自然再生基本方針と合致している。
(牧場造成により損なわれた湿原環境を取り戻すため、科学的知見に基づき、長期的な視点で順応的に整備するよう計画している。また地元・NPO・大学・行政機関等地域の多様な主体の参画により計画策定等を進めている。)

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
						基準年度		目標年度
湿原導入基礎工事面積	ha	牧場造成が始まる前の地形への回復面積	現地調査	「河川の蛇行」の復元及び河床の嵩上げにより湿潤化を促し、湿生植物が再生する環境を整える。	0	平成16年度	17	平成21年度
湿生植物再生面積	ha	ヌマガヤ - マアザミ群落等の再生面積	現地調査	湿原再生計画における全体面積の約20%の回復を目指す。	0	平成16年度	3	平成21年度

整備計画の評価

設定した指標に係るデータを整理し目標の達成状況に関する評価を行い、平成22年度にインターネット等を活用して公表することを検討中。また平成19年度から本事業のホームページを立ち上げ、事業の実施状況や再生状況等を公表する予定である。事業の性質上、結果がでるのには長期間かかると思われるため、八幡湿原再生協議会を中心として再生状況の調査を継続して実施し、協議会等で報告を行うとともにボランティア等により水路整備や草刈等を適宜実施する予定である。

自然環境整備計画の整備方針等

対象地域の整備方針	方針に沿った主要な事業
<p>整備方針1(湿原の再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿潤化を促すため、現水路を撤去して、河床を埋土等により堰上げする。また、簡易堰及び導水路を設置する。 ・森林化阻止のため、湿地内のアカマツやイヌツゲ等の木本類を除去する。 ・外来種排除のため、表土の剥ぎ取りを行う。 ・動植物の遷移については、人為は加えず自然に任せる。 	<p>(国定公園) 八幡湿原自然再生事業 ・堰堤工,水路工,その他(県)</p>
<p>整備方針2(自然保護施設としての機能強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木道等による管理道を整備することにより、環境学習等に積極的に活用することとする。 	<p>(国定公園) 八幡湿原自然再生事業 ・管理道設置(県)</p>
<p>環境配慮の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理道・木柵等の整備にあたっては、現地発生材や間伐材を積極的に活用する。 	
<p>高齢者、身体障害者等の円滑な利用に対する措置</p>	
<p>合意形成の状況・方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年10月に北広島町、NPO、学識経験者等から成る八幡湿原再生協議会を設置し、この協議会での議論を踏まえ、事業の計画を行っている。平成17年度には全体構想を策定し、平成18年度には実施計画を策定した。 	
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施中及び実施後においても協議会を継続して設置し、事業の進捗状況を報告するとともに、手法の改善点・目標の再確認等について議論することとしている。 	